

市民ホール管理運営基本計画
(骨子案)

平成 24 年 11 月

小田原市

市民ホール 管理運営基本計画(骨子案) 目次

1. 市民ホール管理運営基本計画について	1
(1) 市民ホール管理運営基本計画の位置付け.....	1
(2) 上位計画等.....	2
(3) 市民ホール管理運営基本計画における基本的な考え方.....	4
2. 事業	5
(1) 事業の考え方.....	5
(2) 実施する事業の方向性.....	6
(3) 中長期事業計画.....	8
(4) プレ事業.....	11
(5) 開館記念事業.....	11
(6) プレ事業・開館記念事業の推進体制.....	12
(7) 広報.....	12
(8) 評価.....	14
3. 運営	15
(1) 施設運営.....	15
(2) 運営組織.....	16
(3) 利用者サービス.....	19
(4) リスクマネジメント.....	19
4. 市民参加	21
(1) 市民参加の考え方.....	21
(2) 市民参加の活動内容.....	21
(3) 市民参加組織のあり方.....	24
(4) 市民参加を促す取組.....	25
5. 収支	26
(1) 収支の考え方.....	26
(2) 支出.....	26
(3) 収入.....	27
6. その他	28
(1) 開館準備業務推進体制.....	28
(2) 整備スケジュール.....	28
(3) 今後の整備スケジュールにおける留意事項.....	29

1. 市民ホール管理運営基本計画について

(1) 市民ホール管理運営基本計画の位置付け

小田原市では、豊かな文化を背景として“希望と幸福感を持って暮らすことができるまち”を目指して「小田原市文化振興ビジョン」を策定し、小田原の芸術文化創造の拠点として、市民ホールの整備を進めています。

市民ホール整備事業については、これまでに「市民ホール基本構想」及び「市民ホール基本計画」を策定し、施設整備や運営方針の基本的な方向性を決めました。

「市民ホール管理運営基本計画」は、「市民ホール基本構想」や「市民ホール基本計画」で定めた基本的な理念や方針を基に、市民ホールが今後長期にわたり文化の豊かさを市民が享受できる事業を实践できる管理運営体制を構築していくために、事業、運営及び市民参加のあり方等について基本的な指針を定めるものです。

【市民ホール管理運営基本計画の位置付け】

(年度)

21	市民ホール基本構想		
22	・基本理念 ・事業の基本方針 ・施設機能の方針		
23	小田原市文化振興ビジョン ・文化振興のあり方 ・施策の機能、規模、構成		事業の実施 ・事業実施 ・評価
	市民ホール基本計画 ・事業方針 ・施設の概要、機能、規模 ・整備推進方針		
24	設計者選定 ・設計の条件	市民ホール管理運営基本計画 ・事業の考え方 ・運営組織のあり方 ・運営手法	
	基本設計 ・全体規模、建物や諸室の配置の検討と決定 ・動線の検討と決定 ・必要な設備の選択と決定 ・概算工事費の算出	具体的な運営方法の検討 ・事業計画 ・運営手法 ・運営組織 ・運営母体の決定 ・収支計画	
26	実施設計 ・工事発注のための図面作成 ・数量、単価など経費内訳書作成	(今後検討が想定される計画) ・管理運営実施計画 ・開設準備計画	
27	建設工事 ・建築、機械、電気、空調、衛生、		
28	昇降機、舞台設備などの工事		
29	(開館後) 事業の実施、運営、維持管理、評価など		

(2) 上位計画等

①小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」

平成 23 年 3 月に策定された「第 5 次小田原市総合計画『おだわら TRY プラン』」前期基本計画（平成 23 年～28 年）において、6 つの施策群により構成される未来への投資（先導的施策）の一つとして「文化力を高める」を掲げています。

②小田原市文化振興ビジョン

前述の「第 5 次小田原市総合計画『おだわら TRY プラン』」によるまちづくりの実現に向けて、小田原市が目指す文化振興の方向性を明らかにするため、平成 24 年 3 月に「小田原市文化振興ビジョン」を策定しました。

【目指す小田原のすがた】

“豊かな文化を背景として、「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち”

- ①人 ～ 互いを認め合い、コミュニティの絆を結ぶ
- ②まち ～ 小田原という都市ブランドを高める

【施策の方針】

- ①芸術文化を身近なものにする…多彩な文化事業を行う、文化が育つ場所を創る
- ②志ある人を育てる…小田原を知る、文化の担い手を育てる
- ③まちの魅力を磨く…地域資源を生かす、まちの記憶を伝える
- ④小田原を発信する…小田原の文化を演出する、交流を拓げる

③市民ホール基本構想

平成 23 年 3 月に「市民ホール基本構想」を策定し、市民ホール整備の基本理念と使命、市民ホールで行われる事業や施設機能の基本方針を示しました。

【市民ホールの基本理念】

多様で豊かな市民の芸術文化創造活動からわきあがるクリエイティブな力と熱意が市民ホールからまちへとあふれ未来に開かれた文化都市を創造する。

【市民ホールの使命】

- ①そだてる＜育成普及＞…文化を支える次世代をそだてる、文化を支える裾野をひろげる、新しい表現や優れた才能をそだてる、地域文化を支えそだてる
- ②感動を伝える＜鑑賞＞…芸術文化に触れる、新しい表現や優れた才能に出会う、文化的感性を養う
- ③創りあげる＜創造参加＞…新たな小田原の地域文化を創りあげる、市民が主体となった創造活動、小田原らしさの発信
- ④集い交流する＜施設運営＞…積極的な施設運営（利用促進・活動促進）、芸術文化の拠点としての交流の促進、にぎわい創出、芸術文化を通じたネットワークづくり

④市民ホール基本計画

「市民ホール基本構想」で定めた基本理念や基本方針に基づき、平成24年3月に「市民ホール基本計画」を策定し、市民ホール建設の具体的内容、今後の設計者選定や設計業務に向けての整備推進方針等を示しました。

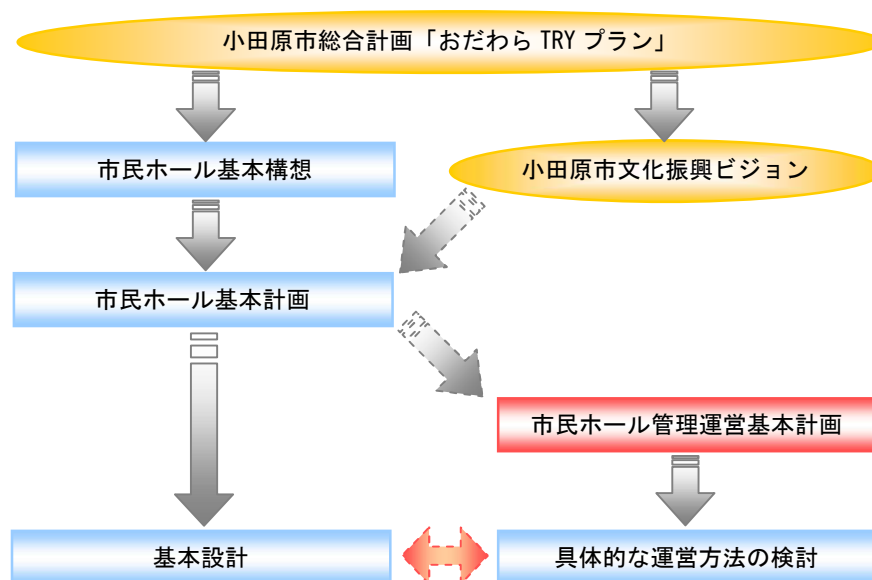
⑤関連する法律

平成13年12月に国によって施行された「文化芸術振興基本法」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術を振興し、心豊かな国民生活や活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的として、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されました。

【劇場、音楽堂に期待される役割】

- ①文化芸術を継承、創造、発信する場であること
- ②人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、創造性を育み、共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点としての役割を果たしていくこと
- ③全ての国民が潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として、活力ある社会を構築すること
- ④人々の共感と参加により、「新しい広場」として地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能を持つこと
- ⑤国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」となること

【上位計画との関係】



(3) 市民ホール管理運営基本計画における基本的な考え方

市民ホールのあり方として次の3つを挙げ、「市民ホール管理運営基本計画」における基本的な考え方とします。

①芸術文化創造センター

「市民ホール基本計画」には、施設の目指す方向性として、市民ホールは単なる市民会館の建て替えではなく、芸術文化創造の拠点となる施設であることから、「芸術文化創造センター」として運営されていくことが望まれる旨が記載されています。

文化による社会開発を行う機関として、貸館や鑑賞事業はもとより芸術文化作品の創造や市民による創作事業も展開し、地域と市民が核となって創り出す、小田原の創造的な活力の源泉ともいえる、芸術文化創造の拠点を目指します。

②市民とともにあるまちづくりの拠点

「小田原市文化振興ビジョン」では、文化振興の意義として、人と人をつなぎつけてコミュニティの形成を促進するとともに、まちの魅力を高め、地域経済を活性化させることを挙げています。

地域の文化施設として、優れた事業を実施するとともに、まちの活性化に寄与していきます。市民ホールの活動により芸術文化と市民をつなぎつけ、地域を元気にすることで、芸術文化を通じたまちづくりの拠点としての役割を担います。地域に密着し貢献していく、市民とともにあり続ける地域の劇場を目指します。

③誰にでもやさしい施設

「市民ホール基本計画」には、障がい者や高齢者、子ども、妊産婦、子ども連れの方など、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、関係法令に準拠することはもとより、ユニバーサルデザインに十分に配慮した計画とする旨が記載されていますが、運営面においてもバリアフリーに配慮していきます。

市民誰もが参加しやすい事業を実施し、また、誰にでも利用しやすい施設運営を行うことにより、全ての市民が社会と交流し、芸術文化がもたらす楽しみや感動を分かち合う機会を創出することで、人と人が互いを理解し支え合う社会の実現に寄与します。

2. 事業

(1) 事業の考え方

①事業実施における基本的な考え方

● 誰でも参加でき、楽しめる事業

地域の文化施設として、対象者を限定せずに誰もが参加でき、一緒に楽しみ、感動を共有できるような事業を実施します。市民ホールの事業がもたらす心の豊かさや生活の潤いを人やまちの活力へとつなげ、芸術文化の力で輝くまちを目指します。

● 次世代を担う市民を育む事業

小田原の未来への投資として、子どもたちや若い世代を育成するための事業、アーティストや文化活動を行う団体を支援するための事業などを行うことにより、次世代を担う市民に夢と希望を与え、将来への可能性を拓けます。

● 市民ホールからまちへとあふれていく事業

市民ホールの中だけでなく、まちなかでの演奏や地域へのアウトリーチなどを行うことにより、様々な場所に芸術文化の魅力や楽しみを届け、地域の活性化に寄与します。また、地域や既存施設、教育機関等とも連携し、幅広い事業を展開していきます。

● 展示系機能を活かした事業

展示系機能を有する施設として、ギャラリーを活用した各種展示や美術系のワークショップを実施します。大スタジオなど創造系機能とも連携した事業や、ロビー等の空間を利用した事業を展開し、美術の魅力に触れる機会を創出します。また、ギャラリーの多様な機能を活かし、ジャンルにとらわれない事業を実施します。

● 市民のニーズに応える事業

その時々求められる、市民が鑑賞したい事業や参加したい事業を適切に提供する一方で、事業を提供し続けられる環境を整え、市民の潜在的なニーズの探求・創出に努めます。

②7つの基本方針と事業

「市民ホール基本構想」及び「市民ホール基本計画」において、7つの事業の基本方針と、それぞれに対応する7つの事業が整理されています。

【7つの事業の基本方針】(基本構想より)

1. そだてる<育成普及>～地域文化の足腰を強くする～
2. たのしむ<質の高い催し>～創造性を刺激する～
3. つくる<市民参加>～創造の輪を拓げる～
4. つたえる<地域特性の発信>～小田原の魅力をつたえる～
5. 出会う<交流促進>～共感のよここび～
6. にぎわう<にぎわい創出>～催し物がなくても立ち寄れる～
7. ひろげる<利用促進>～稼働率の高い施設～

【7つの事業】(基本計画より)

1. 育成事業
2. 鑑賞事業
3. 参加事業
4. 地域発信事業
5. 交流事業
6. にぎわい創出事業
7. 施設提供事業

(2) 実施する事業の方向性

事業には多様な側面があり、一つの事業に複数の側面が編み込まれ、相互に関係していくことで様々な魅力を生み出します。

個別の事業を7つのうちのいずれかに振り分けることはできないため、事業ごとに優先すべき側面に基づき例示することとします。

①育成事業：そだてる<育成普及>～地域文化の足腰を強くする～

文化活動を実践している個人や団体などを支援・育成するための事業や新たに文化活動を行っていく市民を増やしていくための事業、また、次世代を担う市民を育成していく事業として、アウトリーチやワークショップなどを中心に展開していきます。

● 芸術文化支援者・共感者(鑑賞者)の育成事業

市民の芸術文化への関心と呼び覚まし、関心を持つきっかけとなるセミナーやシンポジウム、講座を、鑑賞事業などに関連して実施し、鑑賞者や市民ホールの理解者・共感者を増やします。

● アーティスト・職能の育成事業

小田原にゆかりのあるアーティスト等の育成やその活動の支援、また、芸術文化を支える専門家を育成する事業として、アーティストとの作品づくりや発表機会の提供、コンテストの実施、アートマネジメント講座、舞台技術講座などを行っていきます。

● 次世代育成事業

子どもたちの芸術文化への関心を高めるための鑑賞事業や体験事業、参加事業などを実施していきます。小田原の将来を担う子どもたちや次世代の活動の中心となる人材が育まれる土壌をつくります。

②鑑賞事業：たのしむ<質の高い催し>～創造性を刺激する～

多様かつ上質な芸術文化の鑑賞機会を提供し、演劇を観たり、音楽を聴いたりすることを楽しむ層を広げ、日常生活の中へと芸術文化が浸透していくことを期待します。

● 優れた芸術文化鑑賞事業

様々な分野の優れた芸術文化を鑑賞する事業を行います。また、子どもたちが本物の芸術作品を鑑賞できる機会を整えます。

● 小田原ゆかりの鑑賞事業

小田原ゆかりのアーティストや文化人などによる公演や展覧会、地域特性を活かした小田原ならではの独自企画の公演などを実施します。

● 芸術文化作品創造事業

質の高い作品創造を行い、市民や圏域の住民に優れた作品鑑賞の機会を提供します。また、創造した作品は他都市で上演していくことも視野に入れます。

③参加事業：つくるく市民参加＞～創造の輪を拡げる～

文化活動を行っている個人や団体だけでなく、広く市民が参加できる作品創造の機会を提供します。また、子どもが楽しみながら参加できる場や、高齢者や障がいのある方が主体的に関わることができる場をつくります。

● 市民参加事業

市民ミュージカルや市民オペラなど市民自らが参加し体験する市民参加創造事業をはじめ、作品創造のためのワークショップなどを行っていきます。市民が関心を持てるよう、小田原ゆかりの題材も取り入れていきます。また、市民が芸術文化事業の運営に参加する機会を提供していきます。

● 芸術文化体験事業

市民が文化や芸術に触れるきっかけとなる事業を行っていきます。イベントやフェスティバルの中で気軽に芸術文化を体験できる仕組みをつくっていきます。また、子どもを対象にした定期的なコンサートや小学校・中学校などの合同音楽祭・合同文化祭など、子どもたちが体験する機会をつくります。

● 文化活動支援事業

市民の文化活動に対する助言や支援など、文化活動を継続的に進めていくための支援事業を展開します。

④地域発信事業：つたえるく地域特性の発信＞～小田原の魅力をつたえる～

小田原の地域文化資源を活かした活動を行うとともに、外部へと発信していきます。小田原の魅力を発信し、広く認知されることで、地域ブランド力を高めていきます。

● 小田原の魅力発見事業

伝統芸能の継承活動や失われつつある文化の再発見、地域の物語や歴史に関連したワークショップや講座など、地域の宝を発掘する事業や小田原を題材とした事業などを行います。市民が小田原の魅力を再発見する契機とし、小田原の発信につなげていきます。

● 地域ブランド育成・発信事業

魅力的な地域資産や多様な文化資産を活かした芸術文化の地産地消を展開し、小田原の地域ブランドを育て、市内外に発信していきます。

● 小田原の芸術文化蓄積・発信事業

小田原を題材にした事業や地域資源、市民ホールでの主催事業や市民活動に関する資料の収集・蓄積などを行い、小田原の発信に活かしていきます。

⑤交流事業：出会うく交流促進＞～共感のよろこび～

小田原の文化活動を振興していく拠点として、芸術文化を通じた活動や交流の場を提供し、市民と芸術文化をつないでいくだけに留まらず、様々な人や情報が集まり、出会い、そこから新たな文化や交流などが生まれていくことを期待します。

また、市内外の施設や文化団体などと積極的に交流を図り、情報の収集・蓄積を行うとともに、市内の様々な活動を行っている関連施設や他都市の文化施設などとも連

携を図っていきます。

● **交流促進事業**

異分野で活動する団体や個人とのジャンルを横断した事業を実施し、芸術文化を通じた出会いや交流の機会をつくっていきます。

● **連携事業(既存施設、広域等)**

市内にある既存施設において活動している団体と市民ホールの連携事業や、広く他都市の様々な施設等との連携事業を行います。

● **コミュニティ活性化事業**

文化活動を通じた新たなコミュニティの育成や既存コミュニティの活性化のきっかけとなる事業を行い、支援していきます。

⑥にぎわい創出事業：にぎわう<にぎわい創出>～催し物がなくても立ち寄れる～

芸術文化創造の拠点としてだけでなく、多様な文化を通じたまちづくりの拠点として、市民がいつでも気軽に集い、まちのにぎわいへとつなげていくことができるような事業を行っていきます。

● **ロビー等施設活用事業**

ロビー等でのコンサート、エントランスや広場等の周辺空間を活用したフェスティバルやフリーマーケットなど、来館者が気軽に立ち寄り楽しめる事業を行います。

● **地域活性化事業**

観光や産業分野との連携事業、周辺商店街や自治会等との協働事業など、まちのにぎわいを生み出す事業を行い、観光資源としても活かすことのできる施設運営を行います。

⑦施設提供事業：ひろげる<利用促進>～稼働率の高い施設～

多くの市民の文化活動や交流活動をさらに活性化させていくために、成果発表の場、練習やリハーサル、気軽に集まる場として施設を貸し出します。また、施設提供においては、柔軟性とホスピタリティに富んだ運用をしていきます。

● **市民活動支援事業**

施設の利用者や市民の文化活動に対して、専門的見地からの助言を行うなどの支援をしていきます。

● **情報発信事業**

利用状況の適切な情報など、施設の利用促進に向けた情報発信を行っていきます。

(3) **中長期事業計画**

中長期事業計画は、市民ホールの経営を担う重要な指針となるものです。文化振興の効果は短期間で現れるものではなく、その成果が形となり一定の成果として認識で

きるようになるまでには時間がかかるため、中長期的な視野を持ち、開館前から段階的かつ戦略的な事業展開を行っていく必要があります。

中長期事業計画は弾力的なものとし、文化を取り巻く環境や社会状況の変化に対応できるように、一定期間ごとに見直しをしていきます。また、概ね5年ごとに事業の成果を評価し、新たな目標の設定を行います。

①開館前:基礎づくり

● 育成事業の下地づくり

開館に先立ってワークショップや鑑賞事業を実施し、開館に向けた下地づくりを進めます。鑑賞者の育成事業や次世代の育成事業などを順次実施して市民への浸透を図るとともに、開館後の育成事業につなげます。

● 市民や団体とのネットワークづくり

文化活動を行っている市民やその他の団体など、事業を展開していく上で連携していく各組織とのネットワーク構築のため、情報の収集や蓄積を広く行います。また、各事業において協働できる機会を模索していきます。

● 小田原ゆかりの優れた芸術文化鑑賞事業

小田原ならではのプレ事業として小田原らしさを活かした鑑賞事業を実施します。市民とともに企画・実施することも検討し、開館後の地域発信事業や市民参加へとつなげていきます。

②初期(開館～5年):土台づくり

● 新施設を広く周知し、施設広報につながる事業展開

文化活動の拠点施設として、施設の認知度を高めるため、市内外へ広く市民ホールの存在を周知できるような事業を展開します。

また、芸術文化に馴染みのない人も参加しやすい多彩な事業を実施し、積極的な広報活動を行い、市民ホールへ訪れる人を増やします。

● スタッフの習熟、経験の蓄積による運営の安定化

安定した運営を行い、より充実したサービスが提供できるよう、開館後も市民ホールにおける施設運営・事業展開のレベルアップを目指します。

● 市民や文化団体との協働体制の活用

開館前から構築したネットワークを活用し、実際の事業展開につなげていきます。

③中期(5年～10年):定着期

● 市民ホールの特色の明確化、新たな層への働きかけ

市民ホールならではの、小田原らしさを打ち出した特色ある事業を展開します。

また、初期からの事業を検証し、継続事業と新規事業を織り交ぜた事業展開により、既に獲得した施設利用者・観客等に加え、新たな利用者層を発掘し、裾野を広げていきます。

● ネットワークの活用

初期に構築したネットワークを活用した事業展開を図り、事業の充実を目指します。

④長期(10年～):発展期

● 市民ホールの特徴の定着化

活動を支援・育成し、協働して事業を展開してきた市民や文化団体等とともに作り上げる事業を実施します。

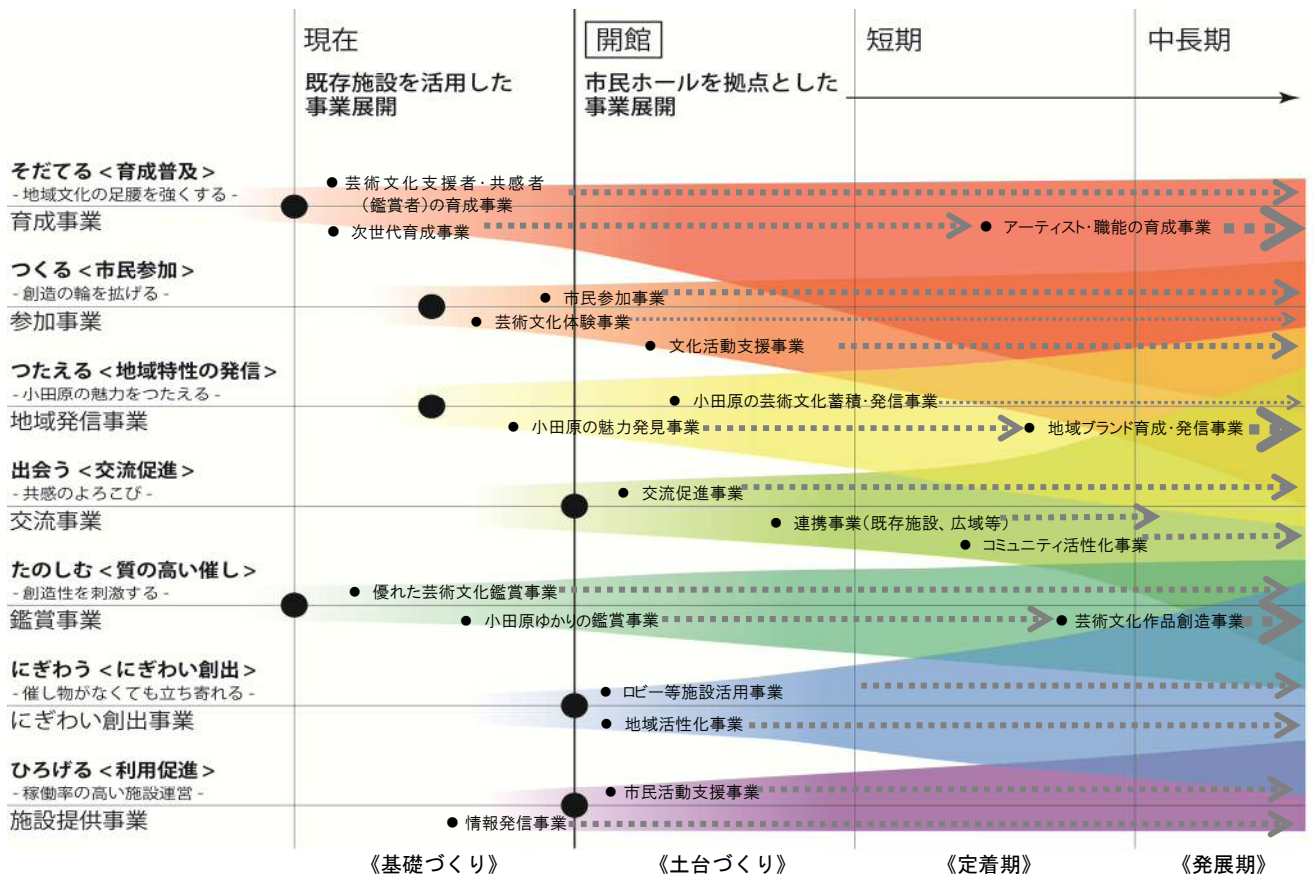
● 育んできた人材による施設運営や事業展開

様々な事業によって育み、施設運営や事業展開のノウハウを身につけ経験を積んだ人材を活かした、小田原ならではの作品創造を行います。

● 多彩な鑑賞環境と市民利用の定着化によるにぎわい

様々な事業の展開により培ってきた観客層の広がりを中心に、小田原市の芸術文化の鑑賞活動が豊かなものとなり、市民の文化活動が活性化します。市民による施設の利用が定着して一定の利用率が確保され、施設としての日常的なにぎわいが常態化します。

【中長期的な事業展開のイメージ】



(4) プレ事業

市民ホール開館までの時期には、プレ事業を実施します。既存施設等を有効に活用し、計画的に行っていきます。

①プレ事業の目的

- 新たな芸術文化創造の拠点への期待を高めるとともに、市民ホールが建設されることへの理解を促す。
- 市民ホール開館に向けて、具体的な活動を立ち上げていくきっかけづくりとする。
- 市民及び設置者側が、事業実施や運営の経験値を共有する。
- 市民ホールの活動を支える市民を発掘し、育てていく機会とする。
- 市民ホールの運営や事業、広報・宣伝における課題を事前に把握し解決する。

②プレ事業の実施

市民による音楽フェスティバルや小田原城ミュージックストリートなど市民と協働して行う事業や、文化関連施設を活用した鑑賞事業、次世代に向けたアウトリーチなど、現在市内で行われている文化事業との関連を整理しながら、育成に重点を置き実施していきます。また、建設予定地やその周辺を活用した事業などを実施し、市民ホール開館への期待を高めるとともに、開館記念事業へとつなげることも視野に入れて計画していきます。

- 次世代の育成
- 活動の担い手の育成
- 鑑賞者の育成

(5) 開館記念事業

開館記念事業は、市内外に対して広く新しい施設を披露する重要な機会となります。市民ホールが、どのような機能を持つ施設であるかを広くPRし、どのような使い方ができる施設なのかを知ってもらう機会となります。そのため、開館記念事業は重要な意味を持ちます。

①開館記念事業の目的

- 市民ホールの開館を市内外に広く発信する。
- 市民ホールの施設や設備を披露するとともに、実施する事業や活動を周知するきっかけとする。
- 市民の文化活動への期待を高め、地域の文化施設としての認知を高めていく。

②開館記念事業の方向性

完成した施設を記念し、お披露目する開館後最初の事業です。多くの事例では、開館を祝す記念式典と記念公演等の双方を実施します。

ア)開館記念式典

新たな施設が開館することを記念し、式典を実施します。より多くの市民や関係者に開館を祝してもらえる機会となるよう考慮して計画していきます。

イ)開館記念公演等

開館記念事業のうち、特に開館して最初の公演は、「こけら落とし」公演と呼ばれ、施設のイメージ形成に大きな影響を与え、開館後の運営の方向性を決めるものとなります。また、大ホールでの公演だけでなく、小ホールやギャラリーなどの諸室を使用したイベントや記念展、市民とともに作り上げていく事業等も検討します。

プレ事業からのつながりや関係性を考慮し、市民ホールで実施可能な事業を幅広く鑑賞できるように計画します。

- 目的を達成するために、複数年度にまたがりオープニング事業を行うことも検討し、予算を確保していく。
- 市民ホールの個性や特徴を活かせるような事業や作品づくりを行う。

(6) プレ事業・開館記念事業の推進体制

プレ事業・開館記念事業は、市民ホールの具体的な事業の方向性を広く周知し、理解を深めるため、開館後の事業展開との継続性も視野に入れて検討していく必要があります。

また、プレ事業の実施や開館記念事業の準備を行うための推進体制を整えていく必要がありますが、企画・運営にあたっては、広く市民の参加を募り、市民ホール開館への期待を高めていくことも期待されます。

(7) 広報

市民ホールを芸術文化の拠点施設とし、鑑賞者や支援者、利用者の拡大を図るために、次の点を重視して広報活動を展開します。

- 市民ホールの活動や施設内容の周知による認知度の向上
- 市民・地域・まちを一体としてとらえた発信による、市民が集う日常的な空間としてのイメージ形成
- 市内の文化活動に関する情報発信

①広報活動の取組方向

広報活動を通じて、市民をはじめとする多くの人に施設や事業について周知することにより、市民ホールの理解者や共感者を増やしていきます。

- 市民ホールの認知に向けての施設広報と、事業への参加者等を増やすための事業広報をバランスよく展開します。

- より多くの方に情報を届けられるよう、インターネットなどの情報提供ツールを活用しつつ、紙媒体なども併用します。
- 芸術文化創造の拠点として、市民ホール情報を提供するだけでなく、周辺地域も含めたまちづくりにつながるよう、市民、商店街、自治会等と連携し多様な幅広い視点により展開します。

具体的には、次のような媒体を組み合わせて効果的に展開します。

【広報媒体の事例】

媒体	具体例
掲示板・街頭広告、交通広告	●特定の地域を対象とした効果が望めます。施設の認知度の向上にも有効です。
ウェブサイト（ホームページ）	●施設の基本情報や公演情報のほか、インタビューや解説など読み物的なものの充実、ブログ等の頻繁な更新などによりアクセスを促し親近感を醸成していきます。 ●施設貸出のための情報（図面など）を掲載し、利便性の向上を図ります。 ●ITを活用したメールマガジンの発行や、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用なども図ります。
施設案内リーフレット、年間公演スケジュール冊子	●施設の基本情報や公演の年間スケジュールなどを一覧できるものを作成し、様々な場所や機会に配布できるようにします。
チラシ	●主に事業（公演）ごとに作成し、広報対象に向けて直接配布します。
情報誌、機関紙	●購読者や友の会などを設けた場合の会員のための情報提供ツールとして、事業等に対する理解や参加を促します。

その他の媒体として、広報おだわらなどの市刊行物の活用、新聞・雑誌・タウン誌・ラジオ・テレビなどへの広告、報道機関・出版社等への働きかけ（記者発表、プレスリリース）などが考えられます。

②開館前の広報活動

市民ホールについてより広く周知していくためにも、施設の整備段階から広報活動を行うことが望まれます。これにより、施設自体の認知度を高め、事業への参加者や施設利用者の増加につなげます。

プレ事業・開館記念事業などの広報、貸出施設の利用申請受付の開始にあわせての広報、開館に向けた検討の進捗状況についての広報など、時期に適した広報活動を行います。

また、市内の施設案内サインや、掲示板等の見直しについて検討します。

(8) 評価

①評価の目的

- 市民ホールが担う使命の達成度を確認する。
- 事業の成果と効果を確認する。
- 運営及び経営状況を確認する。
- 施設の維持管理について安定性と効率性を確認する。
- 評価の結果を情報公開することにより、市民に対する説明責任を果たす。

②評価の方法

施設の運営に対しては、様々な手法・基準での評価が可能です。

運営母体のあり方によって異なる場合がありますが、指定管理者制度を導入する場合には、設置者による行政評価、運営者自らが行う自己評価、外部による第三者評価の3つの異なる視点で評価を行っていくことが考えられます。また、第三者評価には、市民による評価を含めて行っていくことが考えられます。

評価の対象としては、次のような事項が想定されます。

● 設置目的に対する評価

設置目的に対し、主として事業内容やその結果、効果等の分析を通じて、どの程度達成されているかを評価します。市民ホールが開館し、活動を行うことにより地域の活性化に与える効果などについて調査することも検討します。

● 施設運営に対する評価

利用者へのサービス、施設のホスピタリティ（観客へのサービス等）、施設の維持管理等について評価します。

● 施設経営(マネージメント)に対する評価

組織運営、財政、マーケティング等について評価します。

評価を実施する場合、既存の情報やデータだけでは対応できず、評価のためにデータ収集・作成を行う必要が生じる場合もあり、職員や関係者等には相応の負担が伴います。これらの人的・経費的コストも意識した上で、効果的な評価を行うことが望まれます。

3. 運営

(1) 施設運営

事業実施の基本方針に基づく「施設提供事業」として、市民の文化活動や交流を促進させていくことを目的として、施設の利用機会を広く提供していきます。運営システムについては、利用者の意見を取り入れながら、芸術文化の拠点施設としての活動の特性に鑑み、柔軟性を持った運用が求められます。

①休館日、開館時間設定の基本的な考え方

ア)休館日

年末年始を休館日とし、定期休館日は設けません。ただし、主催事業等を実施する場合は休館日も利用可能とします。

また、保守点検や工事等のため利用できない日も想定されますが、支障のない室は使用可能とするなど、可能な限り利用者の希望に応じて開館できる施設を目指します。

イ)開館時間

午前9時～午後10時を基本的な開館時間として検討します。

施設の利便性を高めるため、必要な場合には開館時間外でも有料での対応を検討します。ただし、安全性を確保するために施設の職員を配置する必要があるため、スタッフの人員体制や安全管理面なども考慮していきます。

②利用方法などの手続きの検討課題

施設提供事業を行うための、施設利用の手続きにおける基本的な方針の検討課題を整理しました。今後さらに検討を重ねていく必要があります。

ア)利用者の決定方法

施設の利用希望が重なった場合の決定方法として、①抽選による決定、②事業企画書の提出による利用者調整による決定が考えられますが、今後さらに検討を重ねていく必要があります。また、文化活動の拠点施設として整備される市民ホールであることから、芸術文化関連事業に対しての優先利用のあり方についても検討が望まれます。

イ)市民利用の確保

市民ホールが主催者等となる事業と施設提供事業との利用割合のバランスには、配慮が必要です。積極的に事業を行っていきますが、市民の利用機会の確保という面と、使用料収入の確保という面から、施設利用のバランスを検討していきます。

ウ)使用料金設定を行うエリアの検討

施設利用は原則として全て有料としますが、具体的にどの施設を対象とするかを検討する必要があります。その際には、ロビーや広場なども使用料金を設定することで積極的に市民利用に供することが可能となるため、有料施設の対象として検討していきます。

エ)使用料金設定

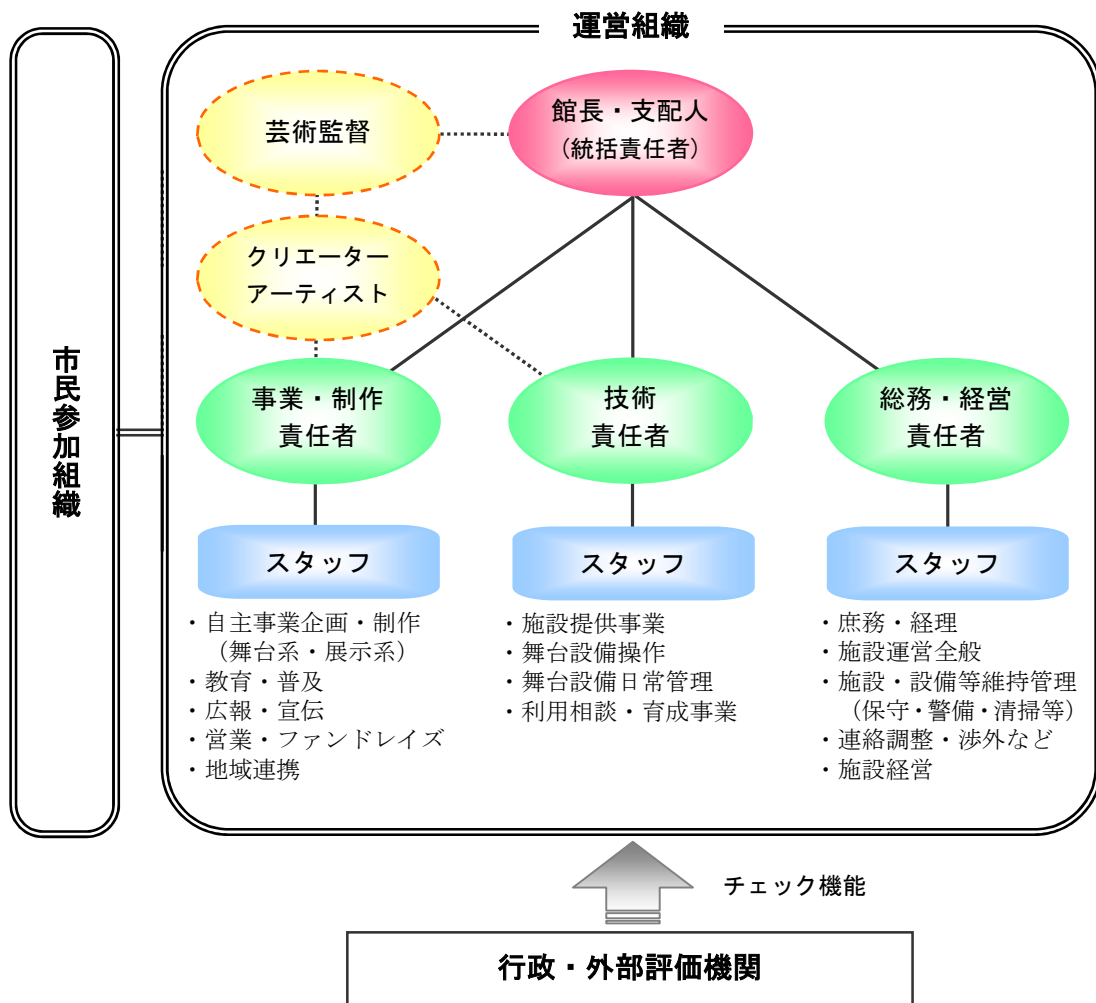
施設の使用料金については、市民会館や新設の近隣施設の料金等を参考にしながら、新たな料金体系を検討していきます。

(2) 運営組織

基本理念や使命を実現するための市民ホール経営を展開していくためには、「専門性の確保」と「市民参加」を適切に実現し、専門家と市民とが車の両輪となって市民ホールを活性化させていけるような組織づくりが必要です。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」においても、制作者、技術者、経営者、実演家など事業を行うために必要な専門的能力を持つ人員を養成、確保することが求められています。多様な事業や活動を行っていく市民ホールでは、音楽・演劇・美術の各分野において、学芸員のような役割を担い、また、文化活動を行う市民や利用者に対して適切に助言や支援を行うことができる専門家を配置することが望まれます。

①組織体制のイメージ図



②基本的な業務の例

市民ホールを運営していく上では、次のような業務が想定されます。

部門等	主な業務内容
館長・支配人 (統括責任者)	施設を代表し、事業、運営、施設管理などの全てを総括
総務・経理	<p>【庶務・経理】 人事・労務管理、法務、契約、文書管理、資料管理、備品管理、外部委託業務対応、経理会計（予算・決算・出納など）</p> <p>【施設運営全般】 施設の適切な利用のための調整</p> <p>【施設・設備等維持管理】 施設管理、建築・機械・電気設備等の日常運転・監視・保守点検、警備、清掃など</p> <p>【連絡調整・渉外など】 行政・関係機関との連絡調整、各委員会の事務局など</p> <p>【施設経営】 施設経営、中長期方針の検討など</p>
事業・制作	<p>【自主事業企画・制作】 事業の企画・制作から実施に至る業務、共催・後援等の調整、音楽系事業・演劇系事業・美術系事業に関する調査研究</p> <p>【教育・普及】 普及育成系事業の企画制作から実施に至る業務</p> <p>【広報・宣伝】 施設広報及び主催事業の広報、定期刊行物等出版、情報発信に関する業務</p> <p>【営業・ファンドレイズ】 施設利用促進のための営業活動、事業チケット販売の営業活動、外部資金の確保、票券管理（チケットの配券、予約、発券、代金管理）</p> <p>【地域連携】 まちや地域との連携、ボランティア、市民参加など</p>
技術	<p>【施設提供事業】 施設利用調整、施設貸出時の利用アドバイスや技術指導など</p> <p>【舞台設備操作】 事業実施時のプランニングや機構操作、舞台運営など</p> <p>【舞台設備日常管理】 舞台機構・照明・音響の各設備や大道具備品の日常管理やメンテナンスなど</p> <p>【利用相談・育成事業】 舞台技術者等による利用者支援や講座など</p>

* その他の職能として、事業展開の方向性を決定し、事業企画のプログラミングを行う芸術監督や、自主制作の作品づくり、ワークショップ、アウトリーチ活動などを行うクリエイター・アーティストを配置する例もあります。

ホール運営に必要な職能について、次の視点で整理・検討していきます。

- 専門的な知見や技術、経験値を必要とする職能とそれ以外の職能について

- 事業や施設規模による職員数について
- 委託が可能な職能（清掃、警備、設備管理など）について
- 必要な人員の確保について

③運営母体の考え方

「市民ホール基本構想」及び「市民ホール基本計画」で整理されているとおり、現在、公の施設の管理運営の方法は、小田原市が直接運営を行う「直営」か、特定の事業者を「指定管理者」として指定し管理運営業務を代行させるかのいずれかになります。

今後、より具体的な事業計画や運営方法を検討していく中で、戦略的かつ効果的な事業展開、多様化する住民ニーズへの柔軟な対応、創意工夫による効率的な運営や利用者サービス向上の観点から、指定管理者制度導入の可能性を探り、早期に運営母体を決定することが望まれます。

検討に際しては、上位計画を熟知し、その実現のために、より適切な組織を担保できる運営母体としていきます。

ア)直営の場合の留意点

- 施設運営の要となる専門家等が業務を遂行できる体制をできる限り早期に整え、プレ事業の実施や開館準備業務等に当たることが望まれます。
- 法令の規定に基づく事務手続きが必要となることや会計制度が単年度会計であることを踏まえて、芸術文化活動を展開していく施設において欠かせない複数年にわたる継続的な事業展開、住民ニーズへの対応、効率的な運営等の可能性を探ることが望まれます。

イ)指定管理者制度を導入する場合の留意点

- 整備から開館後にかけての継続性を担保するために、開館準備業務を指定管理者となる者が行う事例があるため、開館準備業務の遂行体制を視野に入れる必要があります。
- 指定管理者を選定する期間が必要となり、早期の条例設置が求められます。また、選定にあたっての情報収集や課題の抽出・検討が必要となります。
- 市民ホールのコンセプトや考え方を指定管理者に的確に継承し、さらに市民や地域に定着するよう、長期にわたり継続していける仕組みづくりが必要となります。
- 指定管理料の削減に重点を置いた業務計画となりやすいことから、指定管理者に求める業務の基準として、運営内容や質に重点を置いた仕様・評価基準づくりが必要となります。
- 行政内部に専門知識のある職員を配置し、指定管理者への指示・指導を行う必要があります。

(3) 利用者サービス

市民ホールで提供することが期待されるサービスとその概要を整理しました。今後、需要を探るとともに、サービス提供に要する経費や人員などについて、継続的な提供の可能性を検証した上で実施していきます。また、より具体的な需要を検討するため、市民のニーズについて調査することも検討していきます。

名称	内容	主な検討課題
託児	公演や事業などを行う際に、未就学児等を託児室で預かるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●主催事業での実施の有無 ●利用システムの検討及び人員の確保等
バリアフリー対応	手話、介助、通訳など、施設利用上の障壁を取り除くために必要な支援を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●利用システムの検討及び人員の確保等 ●案内の設置等 ●運営システム全般(チケット購入、鑑賞時の席の確保、施設利用申請、緊急時の対応など)の整備
クロークサービス	公演や事業などを行う際に大きな荷物や衣服などを預かるサービス(コインロッカーの設置等による代替も可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●主催事業での実施の有無 ●利用システムの検討及び人員の確保等
情報コーナー	書籍、CD、DVD、催し物のチラシ、その他必要な情報を閲覧・検索できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●機能の検討 ●規模(必要なスペースなど)の検討
レストラン・カフェ	飲食物の提供と、飲食・交流などが可能な場所を提供するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●ハレの場にふさわしいサービス水準の確保 ●事業者の検討

その他のサービスとして、利用者から求められた資料や調べ物などへの対応(レファレンス)、印刷・製本・折り機などの機械や作業場所の提供(デスクトップパブリッシング)、打合せや軽微な作業のためのミーティングスペースや機能の提供(創造スタッフ室やワークショップルームなどの充実)、ケータリングへの対応などが考えられます。

(4) リスクマネジメント

市民ホールの管理運営におけるリスクの発生を未然に防ぎ、また、トラブルに適切に対応するため、法令、条例及び規則を遵守するとともに、次のような取組を行っていきます。

①防災対策等

日常の防火・防災に努めるとともに、定期的に訓練や研修を実施します。また、緊急時の対応体制を明確にし、想定される緊急事態ごとにマニュアルを整備します。

災害や事故等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じます。

②舞台上の安全確保

自由な創造活動を行うため、舞台設備等の適切な運用に配慮し、出演者やスタッフ、観客の安全を確保します。事故防止のため、作業マニュアルを整備し、定期的に機器の点検や技術者の研修を実施します。

③環境維持管理

適切に清掃を行い、施設を清潔に保ちます。また、来館者の安全を確保するため、定期的に環境測定や消毒等を行います。

④個人情報保護

業務上知り得た個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害の防止のために、必要な措置を講じます。

4. 市民参加

(1) 市民参加の考え方

市民ホールでは、市民とともに活動を行い、芸術文化創造の拠点としての機能をつくり上げていくことが、これまでの検討の経緯の中でもうたわれ、大きな指標の一つとなっています。

市民参加を推進していく際の基本的な考え方は、次のとおりです。

- 市民参加を通して文化活動への関心や理解を深めていく。
- 市民自らが主体となって事業や運営に参加することで自己実現を図る。
- 市民ホールの運営やサービスを体感することで、市民ホールの役割や必要性への認知度を高める。
- 市民が潜在的に備えている創意や知見を発揮する機会を提供する。
- 市民同士がそれぞれの活動を知り、理解することで親和性を広げていく。
- 市民同士が出会い交流できる機会や場（縁側のような場所）を提供し、共生社会の形成を促進する。
- 市民参加を推進することにより、地域の団体や法人と連携して地域に根付いた市民ホールをつくり、地域の活性化につなげる。

(2) 市民参加の活動内容

「市民ホール基本計画」で整理した市民参加事例などから、市民ホールでは次のような市民参加を行うことを検討します。なお、これらは、運営母体等によって実施内容や目的が変わってくるのが想定されます。

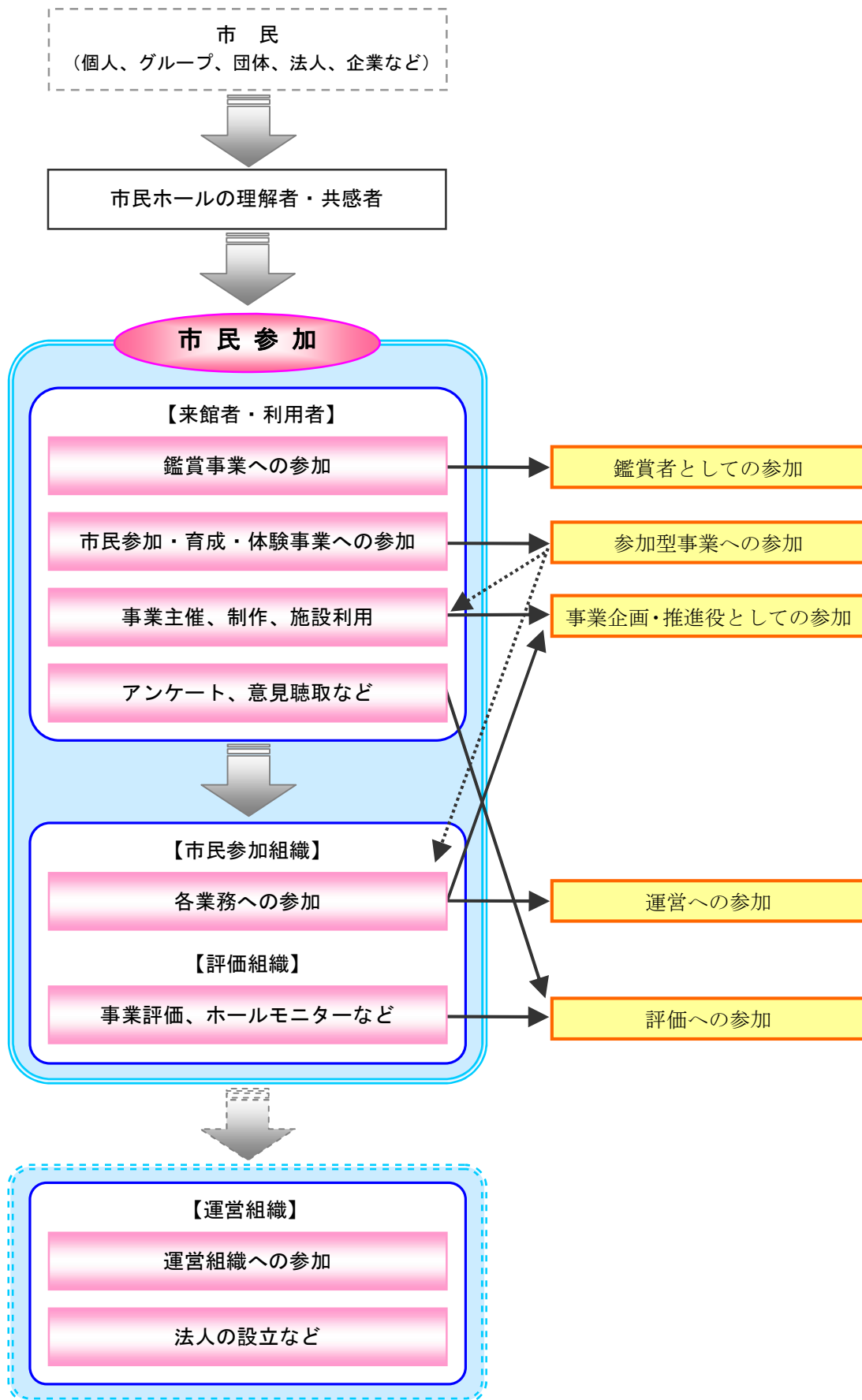
分類	概要	具体的な活動内容
事業への参加	<p>◎市民ホールが主催する公演を多くの市民が鑑賞することにより、ホールの認知度が上がり、経済的な循環が生まれます。そのことが、市民ホールが主催する事業の質の向上や施設の有効活用へとつながっていきます。</p> <p>◎「友の会」等への参加により、間接的に施設の事業や運営を支援することにつながります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●積極的な鑑賞活動の推進 ●鑑賞組織（友の会）等の設置及び運営
参加型の参加	<p>◎鑑賞するだけに留まらず、ホールの創作する事業に、市民が出演者やスタッフとして参加します。</p> <p>◎プロのアーティストが中心となって市民が部分的に参加するものから、市民だけで全てを創り上げるものまで様々な形で実践されています。</p> <p>◎舞台芸術事業だけでなく、講座やワークショップなど体験型事業などに市民が参加することも想定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加事業への参加 ●育成事業への参加 ●芸術文化体験事業への参加

事業への参加	事業企画・推進役としての参加	<p>◎市民自らが、市民のニーズにあった事業の企画を立て、運営・実践していきます。</p> <p>◎養成講座などの育成事業を実施するなど、施設から活動を仕掛けて、人材を育成していくことが求められます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●活動・事業企画 ●活動・事業制作 ●活動・事業運営 ●市民企画事業の実施
運営への参加		<p>◎ホールが主体となって実施する事業に運営補助として参加します。専門的な知識がなくても、講習会や経験のあるボランティアからの指導を受けて行える業務が中心となります。その他、市民が備える専門知識や経験（外国語、簿記、書道、手話、法律などの能力）を活かした参加なども考えられます。</p> <p>◎舞台技術などの専門性が要求される裏方業務については、舞台技術研修を重ねた上で、舞台技術スタッフとして実際の舞台技術運営を行います。有償でのボランティアとして活動することもあります。</p> <p>◎ボランティアの対価として、地域通貨を導入していくことも検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●施設運営支援（チケットもぎり、観客誘導、託児サービス、清掃、警備など） ●バリアフリー支援（手話、介助、通訳等） ●鑑賞支援 ●広報・宣伝支援 ●活動・事業記録 ●教育・普及活動支援 ●営業支援、情報開示支援（ホームページ制作等） ●外部資金調達支援 ●アーカイブス運営支援 ●その他支援（法務、経営、契約等）
評価への参加		<p>◎市の文化政策などを市民の視点で評価するものから、具体的な市民ホールの設置目的や基本理念に対する施設評価を行うもの、管理運営を担う組織に対し施設運営を評価するものなどが想定されます。</p> <p>◎施設評価は、基本理念に基づき、周辺地域への影響や小田原市に及ぼす効果などを全体的に評価していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自己評価 ●各種評価委員会 ●各事業アンケート ●利用モニタリング

施設運営への市民参加にあたっては、参加形態や有償・無償を問わず、参加する市民の一人ひとりが公立の文化施設のスタッフとしての責任を自覚するとともに、接客や施設設備の取扱いには様々なリスクが伴うことを認識する必要があります。リスクを回避し、サービスの水準を維持するためには、継続的な研修の実施や第三者評価の導入が必要になります。

市民ホールの運営における市民協働については、市民の生活環境や運営参加に対する意向が多様であることを踏まえ、上記の分類のいずれかに限定することなく、様々な参加形態を設定して市民の熱意や意欲に応えていくことが望まれます。

【市民参加のイメージ図】



(3) 市民参加組織のあり方

施設運営において市民参加を積極的に推進していくためには、市民参加組織の位置付けや市民ホールの運営組織との関係性の整理が大きな課題となります。

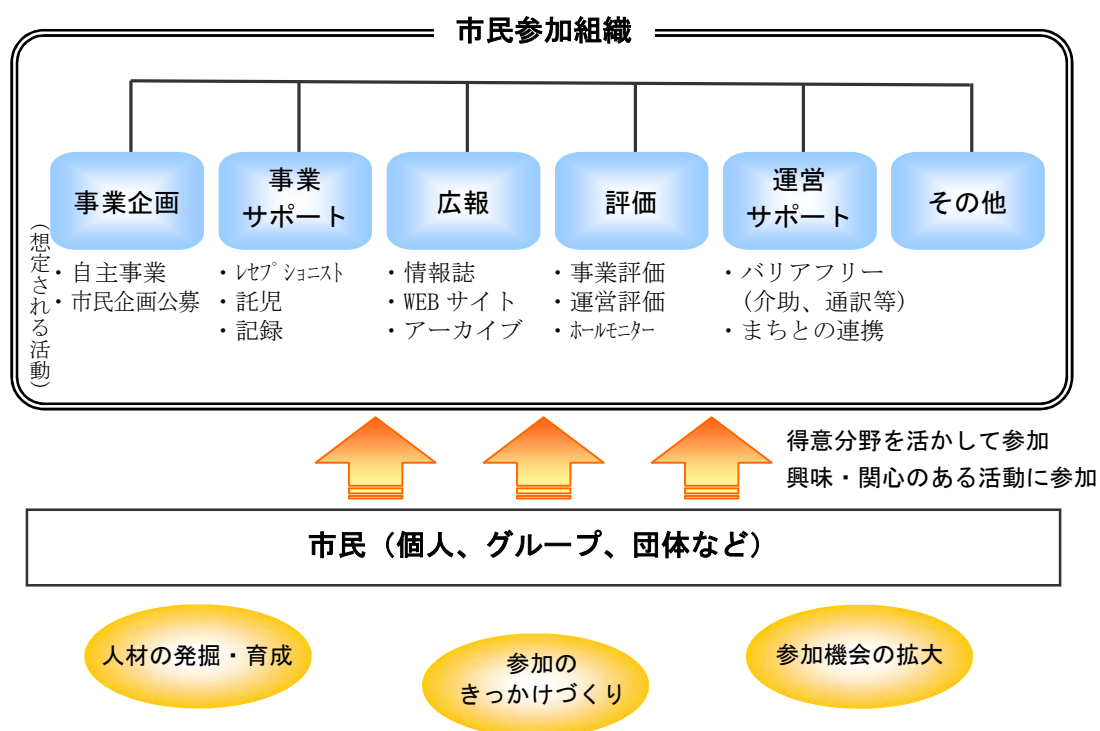
市民参加組織については、次のような事項を考慮した上で、今後さらに検討を重ねていく必要があります。

- 多くの市民が興味・関心のある分野に参加し、また、得意分野を活かした活動ができる組織であることが望まれます。
- 持続的な活動とするためには、市民有志により自主的に組織化されていくことが望まれますが、一方で、既存の組織への参加や臨時的な活動を希望する市民も幅広く参加できる柔軟性が求められます。
- 活動の核としてコーディネーターの役割を担う市民を中心に、行政や運営組織と市民、アーティストと市民、そして市民同士の結びつきが強まっていくことが望まれます。

《参考》市民による組織の形態

①法人を設立する場合	・市民による非営利法人（NPO）での参加	・市民による営利法人での参加
②法人を設立しない場合	・市民による任意団体での参加	・市民と市による実行委員会での参加

【市民参加組織のイメージ図】



(4) 市民参加を促す取組

より多くの市民の参加を促すため、次のような取組を行っていきます。

- 市民ホールの活動を理解し、支えていく市民の輪を広げるとともに、活動の核となる市民を育てます。
- 芸術文化や市民ホールの活動に関心を持ち、参加のきっかけとなるような鑑賞事業やワークショップを実施します。
- 参加の機会を拡大するため、多種多様な参加形態を設定し、様々な立場や意向の市民が参加できる仕組みをつくります。

5. 収支

(1) 収支の考え方

「市民ホール基本計画」で整理したとおり、市民ホールは、小田原市の文化振興のための施策を体现していくための拠点施設であり、また文化機関として運営される施設です。

芸術文化による地域の活性化、芸術文化活動を通じたまちづくりのための中核施設として、また、次世代を担う市民を育成していく機関として、継続性を持ち安定した活動が展開できるように、市が一定の経費を予算化していきます。

- 芸術文化創造センターとして、地域の文化振興やまちづくりに寄与する事業を展開していくための経費を予算化します。
- 施設・設備等の状態を良好に保ち、ハード面における芸術文化創造センターとしての機能を維持するため、中長期修繕計画を作成し、維持管理に必要な経費を予算化します。
- 経営的な視点を持ち、施設運営を行います。外部からの資金調達を行うなど、自己財源比率を高めていく努力も求められます。

(2) 支出

一般的に、ホール施設の支出には、次の項目があります。

事業費	市民ホールが主催者等となる事業に係る経費
人件費	市民ホールを運営し、事業を展開していくために配置が必要な職員に係る経費
維持管理費	設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検等に係る経費や光熱水費など
事務費	各種機器のリース代や消耗品費、保険等施設の運営業務に必要な経費

- 設計段階において、施工、開館後の管理運営までを総合的にとらえ、ライフサイクルコストの低減化をめざします。
- 専門的な職能や人材を配置する中で、横断的に業務遂行のできる柔軟な組織体制を構築し、適切な人件費での運用を行います。
- 市民ホールが主催者等となる事業は、費用対効果、長期的成果などを十分に検討した上で実施します。

①事業費

市民ホールを芸術文化創造の拠点として芸術文化活動の中核施設としていくためには、優れた鑑賞事業や市民参加による創作事業、アーティストによる創作事業など、多様な事業を展開していくことを考慮して、一定度の事業費を確保することが望まれます。

②人件費

スタッフの人員数は、事業計画と密接な関連があるため、継続性を持って一定水準の質を保った事業を実施していくために適切な組織体制について検討を行った後、試算を行っていきます。

③維持管理費

光熱水費、清掃・警備費、保守点検費など建物や設備の維持管理にかかる費用については、基本設計の検討にあわせて試算を行っていきます。

また、施設・設備等の機能を維持するため、中長期的な視点により、修繕費や改修費を試算し、予算化します。

(3) 収入

一般的に、ホール施設における収入項目は、次のとおりです。

使用料収入	施設提供事業における施設使用料、付帯設備使用料
事業収入	事業における入場料、事業参加費、外部からの助成金など
その他	チケット販売委託による収入、自動販売機による収入など
市の予算	指定管理者制度導入の場合は指定管理料

- 使用料収入は、収入の大きな柱です。使用料金設定については、適正な受益者負担の考えを基本としますが、市民が利用しやすい料金としていくことも求められます。それらのバランスを考慮し、適切な使用料金を設定するとともに、営業活動を行い、使用料の確保に努めます。
- 事業活動における自己財源比率の向上を図るため、公的な助成金や補助金の獲得、企業のメセナ活動による協賛金やスポンサードなどの獲得に向けた活動を行います。

6. その他

(1) 開館準備業務推進体制

開館準備業務は専門性が高く内容也多岐にわたるため、開館前の早期から、専門家が関与し、その能力を十分に発揮できる体制を整えることが望まれます。

また、運営の一貫性を確保することから、開館準備業務の担い手が開館後も業務を継続して行えることが望ましいため、施設の運営母体の検討を行う際には、開館準備業務の担い手についても整理しながら進めることが求められます。

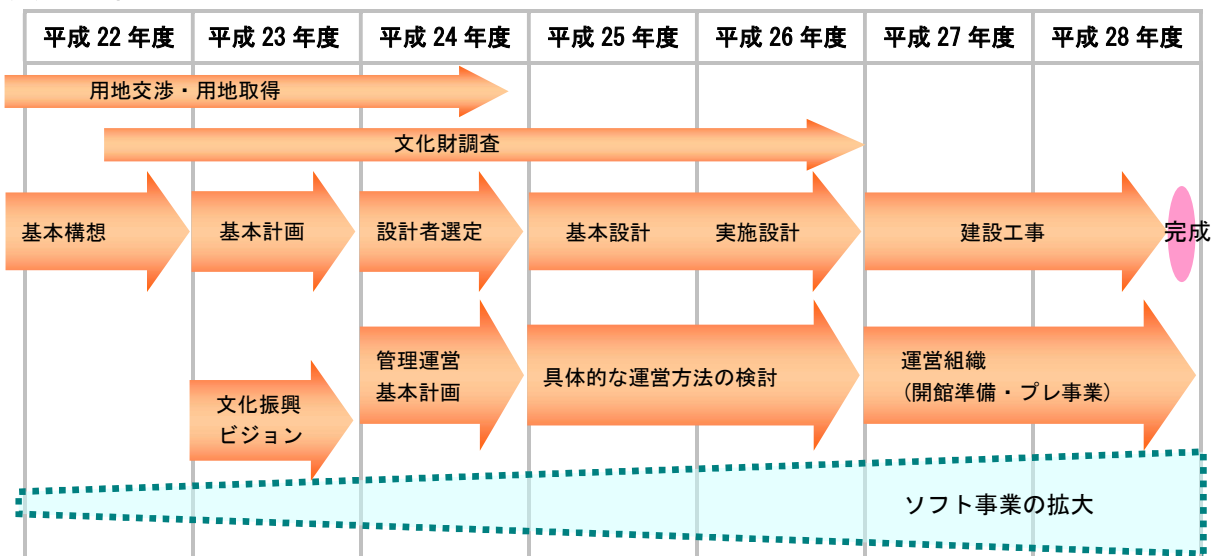
①事業面における対応

- 開館後の事業方針を決定し、それに基づいて、開館前のプレ事業と開館記念事業を実施していきます。
- 通常、事業企画等は約2年前から開始する必要があるため、開館年度や開館次年度以降に実施する事業についても、開館前から企画検討を行います。
- 施設提供事業についても、開館前から貸出施設の利用申請の受付を開始するのが一般的であるため、開始時期を定め、受付開始までに施設運営の方針や受付方法を定めておく必要があります。

②施設整備面における技術的な課題への対応

- 建築工事に際して、機構・音響・照明といった舞台備品の調達等に関する仕様や図面の作成・確認など、専門的かつ多大な作業量の業務が想定されます。
- 工事が進んでいく中で、開館に向けた舞台関連の図面準備、機材の仕様調整や専門的な舞台備品の選定などの業務も増えていきます。
- 施設提供（貸出）のために、技術的な視点から貸出用の資料を作成します。
- 舞台技術面においても、様々な事項を決定していく専門家と実務を担っていく専門スタッフとが、開館前の準備段階から関わっていくことが望まれます。

(2) 整備スケジュール



(3) 今後の整備スケジュールにおける留意事項

施設を運営するスタッフは、竣工・引渡しから開館までの期間に、新しい施設や設備に対する習熟訓練を実施します。施設の動線や舞台機構は施設ごとに異なるため、高い技術や豊富な経験を持つスタッフであっても、当該施設を熟知し安全・安心な利用に供するためには、最低限6か月程度の準備期間が必要です。

【準備期間に行う主な作業】

- 人材の確保及び研修等の実施
- 管理運営業務に必要な資格の取得又は資格者の確保（防火管理者、電気主任技術者など）
- 各種設備・備品の確認、点検、試運転
- 動線の確認及び避難経路の確保
- 試演、貸館シミュレーション等による習熟
- 各種マニュアルの作成
- ランニングコストの算定

市民ホール管理運営基本計画（骨子案）

平成 24 年 11 月

小田原市文化部文化政策課

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話 0465(33)1702